



鳥取県公報

平成 26 年 5 月 2 日 (金)
第 8 5 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農地中間管理機構の指定 (350) (経営支援課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (351) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (352) (〃) 2
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (2) (議事・法務政策課) 3
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 3

告 示

鳥取県告示第350号

農地中間管理事業の推進に係る法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき、農地中間管理機構を指定したので、同法第5条の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 農地中間管理機構の名称及び住所
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
鳥取市東町一丁目271
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
鳥取本部 鳥取市東町一丁目271
米子本部 米子市糺町一丁目160
- 3 農地中間管理事業の開始の日
平成26年4月21日

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月2日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひまわり薬局	有限会社ひまわり薬局	東伯郡北栄町瀬戸 64-8	平成26年4月 23日	平成26年6月 1日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月2日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひまわり薬局	有限会社ひまわり薬局	東伯郡北栄町瀬戸 64-8	平成26年4月 23日	平成26年6月 1日	介護予防居宅療養管理指導

議 会 告 示

鳥取県議会告示第 2 号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年5月2日

鳥取県議会議長 野 田 修

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
2 件		2 件				

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

公 告

平成26年鳥取県公報第8571号で公告した（仮称）ドラッグコスモス安長店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成26年5月19日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため